

世界の宝へ

がラムサール条約湿地に登録

国際的に重要な湿地を保全するラムサール条約の締約国の会議が11月8日に、アフリカのウガンダで開催され、町のシンボルともいえる「三方五湖」が条約湿地に登録されました。

この登録を受けて、三方五湖を共有する本町と若狭町では、合同で11月20日に『ラムサール条約湿地「三方五湖」登録記念式典』を県立青年の家（若狭町）で開催しました。

多くの人が参加した式典では、参加者らが、本県で初となる登録の喜びを分かち合うと同時に、環境保全への責任の重さを再認識していました。

ラムサール条約とは

水鳥や絶滅危惧種の生息のために重要な湖沼や河川、干潟などの湿地保全と賢明な利用を目的とする条約で、正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」のことです。

1971年にイランのラムサルで開かれた国際会議で採択され、75年に発効、日本は1980年に加盟しました。

今回の第9回締約国会議で国内では三方五湖をはじめ20か所が新しく登録され、国内の登録地は、すでに登録されている琵琶湖や釧路湿原などを含めて33か所になりました。

三方五湖登録の主な理由

- 日本の重要湿地500に選定されている。
- 5つの湖それぞれの水深、塩分濃度が異なることにより多彩な生態系が育まれている。
- ハスやイチモンジタナゴなどの魚が自然分布する数少ない水域であり、国内数十か所では確認されていないナガブナの生息地でもある。
- サケやサクラマスなどの回遊魚をはじめ、多様な魚類の産卵・生息地になっている。
- オオワシ、オジロワシの越冬地となっている。



飯島副知事(中央)から登録認定証を手渡された山口町長(右)と千田若狭町長(左)

「三方五湖」



わたしたちの身近な湖、久々子湖を見つめて

式典の中で、美浜北小学校6年生による「わたしたちの身近な湖、久々子湖を見つめて」と題した環境学習発表が行われました。

児童らは、久々子湖の水質調査結果やEM菌を活用した湖の浄化活動などの学校での取り組みを発表しました。



美浜北小学校 6年
中村 有香さん(左)
田中 志歩さん(右)

三方五湖のひとつ「久々子湖」は、私たちの小学校のすぐ裏にあります。学校では、湖をきれいにするためにEM菌の団子や米研ぎ汁発酵液を作って、湖に入れていきます。シジミがたくさんとれるようになって、効果がでてきたのかなあとみんなで喜んでいきます。

三方五湖はいつも近くにあるのが当たり前だに思っていたけど、ラムサール条約に登録されて、もっとみんなに自慢したくなりまして。これからは湖を守る活動が続けて、三方五湖をもっときれいにして有名にしたいです。

湖を昔の姿に戻し、次の世代へ



五湖と自然を守る会 会長
中西 和彦さん(早瀬)

私の若かった頃は、シジミやスズキ、セイゴなど久々子湖でとれたものが毎日のように食卓をにぎわせていました。当時、近くに住む人は毎日のように久々子湖の恩恵を受けていたように思います。

しかし、生活・農業排水の流入など周辺環境は年々悪化し、いつしか湖にはヘドロが積もり、汚れが目立ち始め、気がつけば食卓から湖の恵みが遠ざかっていました。

湖の近くに生きる者として「このままではいけない」と約30年前、早瀬区民によって「五湖と自然を守る会」を発足させ、湖岸の清掃活動を行ってきました。しかし、その努力も水質の改善までには至りませんでした。

湖のヘドロは減少せず、時には湖から悪臭がすることもありました。

水質浄化の根本的な解決策が見つからず、会員らが悩んでいる時に、浄化作用があり、水質改善効果があるとされるEM菌(乳酸菌や酵母菌などの微生物群)を使って水質浄化に成果を上げるNPO団体の活動を知りました。

早速、会員らが立ち上がり、EM菌の活用方法を学び、地元の団体や小学校と協力してEM菌団子を作って、湖に投入しました。現在もこの活動を続けています。

湖を昔の姿に戻すには、長い年月が必要だと思いましたが、ここ数年の活動で、ヘドロの堆積量が減り、少しずつ透明度が増し、湖の浄化に手応えを感じています。

今後、会の活動は続けていきますが、私たちだけの活動では、限界があります。今回の登録をきっかけに、三方五湖を守る多くの団体があることを知りました。まず、湖の現状を知り、それらの団体が共同して活動を行うことができればと考えています。

湖を再び我々の若かった頃の姿に戻し、地域の宝として次の世代に引き継いでいきたいですね。

町内で国民保護法に基づく実動訓練を実施

11月27日に、全国初の国民保護法に基づく実動訓練が、本町で実施されました。

今回の訓練は、関西電力㈱美浜発電所がテログループによる攻撃を受け、同施設の一部が損傷を受けたことにより、放射性物質が放出される恐れが生じるという想定で、住民をいかに安全に避難、救援するかを課題として、約140の機関、町をはじめとした国や県などの職員約1,800人、丹生・竹波・菅浜区の町民約120人が参加して行われました。



バスによる避難訓練の様子（竹波区）

国民保護法とは

武力攻撃やテロなどの有事の際に国民の生命や財産を守り、被害を最小に抑えるための国や自治体の権限・役割を定めた法律で、平成16年6月に公布、同年9月に施行されました。

今回の訓練は、この法律に基づいて県が平成17年7月に策定した「福井県国民保護計画」に沿って実施されました。



町緊急対処事態対策本部（町役場）

訓練当日は、午前7時にテロリストが発電所を攻撃、異常事態が発生したという想定のもと、町が防災行政無線を通じて国民保護法の警報サイレン（丹生・竹波・菅浜区のみ）を鳴らし、町役場には「町緊急対処事態対策本部」が、福井県美浜町原子力防災センター（佐田）には「緊急対処事態現地対策本部」が設置されました。



緊急対処事態現地対策本部（福井県美浜町原子力防災センター）

陸・海・空さまざまな経路で町民が避難訓練



避難所の「はあとびあ」に避難する人々

訓練で要避難地域となった丹生・竹波・菅浜区では、安全を確保するための屋内避難訓練を実施したほか、丹生・竹波区では、放射性物質が放出される恐れが生じたとして、町職員らの誘導のもと、バスや海上保安庁の巡視船、ヘリコプターを使った「はあとびあ」への避難訓練が行われました。

また、菅浜区では屋内避難訓練を実施した後、区内のセンターで国民保護法の説明や放射線などに関する講習会が行われました。



巡視船での避難の様子（敦賀市白木）



ヘリコプターでの避難の様子（町民広場）

今回の訓練では、テロリストの搜索や鎮圧活動は行われず、想定のみとなりましたが、敦賀半島の現場周辺では、自衛隊の車両が誘導するなど緊張に満ちた雰囲気になりました。

また、避難所となった「はあとびあ」では、避難した人たちの衣類や体表面の被ばくの有無の検査（スクリーニング）が行われたほか、ヨウ素剤の取り扱いや、万が一被ばくした場合にとる行動の手順などについての説明が行われました。



敦賀半島を走行する自衛隊車両（竹波）



「はあとびあ」でのスクリーニングの様子

町では、今回の訓練をより実効性のあるものにするため、住民避難訓練を実施した3区の住民の方々に訓練内容に関するアンケートを県と合同で行うなど、訓練で明らかになった避難誘導などの手順の確認、課題を整理し、県の国民保護計画の修正や、町の国民保護計画の作成に反映させていきます。

町民の皆さんの訓練へのご協力ありがとうございました。

訓練の成果を町の国民保護計画に反映